

平成 21 年 4 月 10 日現在

研究種目： 若手研究 (B)  
 研究期間： 2006～2008  
 課題番号： 18730048  
 研究課題名 (和文) 厳罰化政策の社会的支持基盤に関する研究  
 研究課題名 (英文) A Study of Social Factors that Support "Tough on Crime" Policy  
 研究代表者 松原 英世 (MATSUBARA HIDEYO)  
 愛媛大学・法文学部・准教授  
 研究者番号： 40372726

研究成果の概要： 本研究では、質問紙調査を用いて、厳罰化を支持する社会意識がどのような要因に規定されているのかを明らかにしようとした。その結果、「厳罰化への支持は、犯罪を減らしたいという意識が直接的に影響するのではなく、社会状況の認識（モラル低下懸念）と社会観が影響する」という仮説モデルが支持され、「犯罪不安の増大が、それを減らすための有効な対策として刑罰の強化を求めている」という一般によく耳にする図式が、根拠のないものであることが分かった。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	800, 000	0	800, 000
2007 年度	1, 300, 000	0	1, 300, 000
2008 年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	2, 600, 000	150, 000	2, 750, 000

研究分野：刑事法学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：厳罰化、犯罪不安、刑罰、刑事政策、社会意識

## 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国の刑事政策は、刑罰による対応を重視・強化する方向にある。そうした動向を、一般市民の視点から眺めてみたらどうなるか、これが本研究の出発点である。

そこで、厳罰化を支持する社会意識がどの

ような要因に規定されているのかを明らかにしてみようと考えた。そうすることで、刑事制度の観点だけから考えがちな犯罪問題を、より広い視点から捉え直す契機となるのではないかと考えたからである。

また、わが国の刑事政策の動向としては、刑罰による対応の重視・強化だけでなく、被

害者参加制度や裁判員制度など、市民の刑事司法への積極的なコミットメントを促す施策が導入されつつある。こうした諸策が意味するものは何か、また、われわれはこうした諸策にどのように係わっていくべきか。本研究が、そうした課題についても有益な知見を提供できればと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、厳罰化を支持する社会意識がどのような要因に規定されているのかを明らかにすることである。

そうすることで、実務家や研究者が想定していることと一般市民が求めているものとの間に齟齬はないか、そもそも厳罰化を求めることは妥当か否か、妥当であるとして、そこで求められているものに厳罰化政策は応えることができるのか、こうした問いに答えるための素材を提供し、あるべき刑罰の用い方や、よりよい政策の実現につなげたいと考えている。

## 3. 研究の方法

厳罰化については次のような説明をよく耳にする。犯罪の増加が犯罪への不安を高め、その結果、犯罪による被害を防ぐために刑罰の強化が求められるのだ、と。実際、2000年の少年法改正では、少年犯罪は増えているのか、それと関連して、厳罰化によって少年犯罪を減らすことができるのか、が主要な論点となった。そこでは、われわれが犯罪被害を防ぐために厳罰化を求めていること、そして、犯罪の減少を実現するための手段として刑罰を捉えていることが想定されていたように思われる。

けれども、本当にそのような観点から厳罰化が求められているのだろうか。そうした疑問に応える研究として、タイラーとベックマンの研究がある。彼らは、カリフォルニア州の「三振法」を素材として、厳罰化をもたらす要因について質問調査を行っている。そこでの結論は、厳罰化への支持は、「加害者に刑罰を加えなければ危険だ／自分も被害者

になるかもしれない」という意識ではなく、「刑罰を科さなければ社会の凝集性が失われる」という意識に基づくものであった。すなわち、社会を一つにまとめていた道徳的・社会的コンセンサスが減少しつつあると考えている人が、より厳罰化を支持しているのであって、治安が悪化しているとか、刑罰が犯罪抑止の手段としてうまく機能していないと考えている人が、厳罰化を支持しているわけではないのである。

わが国の場合はどうだろうか。厳罰化への支持は、厳罰化についてよく耳にする「抑止的・道具的」な関心からだろうか、それとも、タイラーとベックマンが明らかにしたような「关系的・象徴的」な関心からだろうか。

本研究では、この点を明らかにするべく、タイラーとベックマンの研究を参考にしながら次のような仮説を立てた。

厳罰化への支持は、犯罪を減らしたいという意識ではなく、「社会状況の認識」や「社会観」に基づくものである。

そして、質問紙調査を用いて、本仮説の検証を試みた。

なお、調査の実施の詳細は以下のとおりである。

### 1) 調査対象

本調査の対象は松山市の有権者である。調査時点での有権者数は41万6316人であり、うち男性は19万2524人(46.2%)、女性は22万3789人(53.8%)であった。

被験者の抽出は、選挙人名簿から系統抽出法により行った。被験者数は800で、抽出作業は2007年10月30日に実施した。

### 2) 調査手続

調査方法は郵送調査法である。実施日は2008年1月17日で、返信の〆切は2008年2月3日に設定した。発送数は800で、うち返信数403(50.4%)、有効票数301(37.6%)で、回収率は37.6%であった。

上記の手続を経て、集められたデータを統計的手法を用いて分析し、仮説の検証を行った。

仮説の検証のために、1) 相関分析、2) パス解析の順で分析を行った。分析にあたっては、SPSS Ver. 16, Amos Ver. 16を使用した。

#### 4. 研究成果

##### 1) 相関分析

仮説モデルに使用する変数間の相関係数(ピアソン積率相関係数)を「表1」に示す。相関分析の結果、従属変数の「厳罰化支持」と「社会観」との間に.42、また、「モラル低下懸念」と「犯罪不安」との相関は.16であった。「犯罪不安」については、「モラル低下懸念」との間に.28の相関が見られたが、それ以外の変数とは低い相関となった。

##### 2) パス解析

仮説に基づきつつ、相関分析の結果に留意しながら探索的にモデルを作成していったところ、最終的に次のようなモデル(図1)となった。

この結果から、「厳罰化への支持は、犯罪を減らしたいという意識(犯罪不安、刑事司法無効認知)が直接的に影響するのではなく、社会状況の認識(モラル低下懸念)と社会観が影響する」という仮説モデルが支持されたといえる。したがって、「権威主義的傾向が強い人ほど、また、モラル低下懸念が強い人ほど厳罰化を支持している」ということがいえる。

##### 3) 考察

本調査で得られた中心的な知見は次のとおりである。「厳罰化支持」は「社会状況の認識」とその根底にある「社会観」との間に関連があり、「犯罪不安」や「刑事司法無効認知」との間にはほとんど関連がなかった。したがって、一般に語られることの多い図式、すなわち、「犯罪不安の増大が、それを減らすための有効な対策として刑罰の強化を求めている」という図式は、根拠のないものであることが分かった。

このことはまた、象徴的政治学の知見とも一致するように思われる。犯罪問題や法制度に関する表面的な関心は世論の中心的な関心事ではなく、それゆえ、人々の政策判断に影響を及ぼすものではない。人々は目に見えるリスクへの関心から第一次的に動機づけられているわけではないのである。

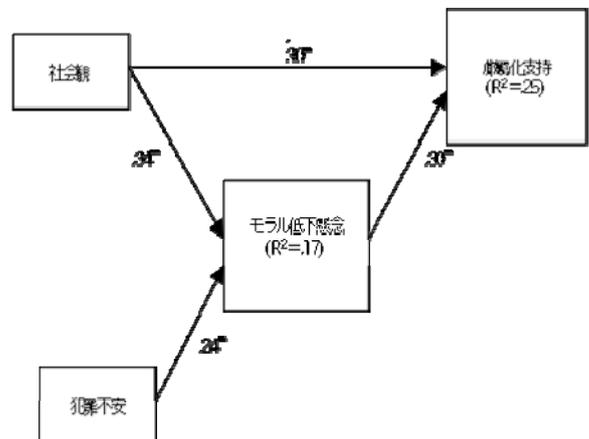
なお、「犯罪不安」に比較的関連するのは「モラル低下懸念」だけであり、探索的に見出したモデルにおける因果の方向が「犯罪不安」から「モラル低下懸念」となったことから、犯罪不安はモラル低下を感じる一つの判断材料にすぎない、ということがいえる。

表 1

	厳罰化	犯罪不安	刑事司法	モラル低下	非同一性	非互助	社会観
厳罰化							
犯罪不安	.16**						
刑事司法	.25**	.02					
モラル低下	.42**	.28**	.28**				
非同一性	-.08	.12*	.32**	.01			
非互助	.06	.14*	.25**	.13*	.49**		
社会観	.42**	.14*	.06	.37**	-.05	.05	

\*\*p<.01

図 1



GFI=.99 AGFI=.95

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

松原英世

「厳罰化を求めるものは何か：厳罰化政策の  
社会的支持基盤について」

日本犯罪社会学会

2008年10月18日、専修大学

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松原 英世 (MATSUBARA HIDEYO)

愛媛大学・法文学部・准教授

研究者番号：40372726

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者